

広島文化学園公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、広島文化学園(以下「学園」という。)の業務に関し、法令、学園寄附行為若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為(以下「法令違反行為」という。)が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の健全な発展に資することを目的とする。

(コンプライアンス窓口)

第2条 学園は、法令違反行為に関する通報及び相談(以下「公益通報等」という。)に応じるため、法人事務局及び大学・短期大学事務局にコンプライアンス室を設置する。

2 学園の職員、学園の指揮命令下にある派遣労働者、学園と第三者との間の契約に基づいて学園においてその業務を遂行する労働者(以下「職員等」という。)及び職員等以外の者で公益通報等を行おうとする者は、コンプライアンス窓口において、通報及び相談を行うことができる。

3 法人では事務局長、大学及び短期大学では大学・短期大学事務局長がコンプライアンス室長となり、理事長がこれを統括する。

4 コンプライアンス室長は必要に応じ、職員の中よりコンプライアンス担当者を指名することができる。

5 コンプライアンス室長は所管部署におけるコンプライアンス態勢の構築のために、自らの責任において適切な施策を講じなければならない。

6 コンプライアンス担当者はコンプライアンス室長を補佐し、各部署における規程等の遵守状況のチェックや職員からの相談受付、研修の実施等を行う。

7 コンプライアンス担当者は、公益通報等を行った者(以下「通報者」という。)及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者を充てることとする。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、手紙または面談の方法によって行うことができる。この場合、通報とは一定の事実を他人に知らせる行為や犯罪行為や法令違反行為の該当者等の具体的事実を通報先に知らせる行為をいう。

2 悪意に基づく公益通報等や無責任な通報を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、原則として職員は顕名で公益通報を行うものとする。ただし、事情がある場合、当該職員等本人を特定する情報を秘匿することができる。

3 公益通報等は、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

4 通報者に、調査の協力を求める場合がある。

5 前項の規定にかかわらず、匿名による公益通報等があった場合は、公益通報等の内容に応じ、顕名の公益通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

6 公益通報等の内容が、本学園が調査を行うべき事案に該当しないと判断した場合は、調査機関に該当する研究・配分機関に当該公益通報等を速やかに回付することとする。

- 7 書面による公益通報等など、コンプライアンス窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による公益通報等がなされた場合は、通報者に、公益通報等を受け付けたことを通知することとする。
- 8 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという公益通報等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、調査対象者に警告を行うものとする。
- 9 本学に所属する教職員等に対して、不正行為の疑いが新聞等の報道機関、学会等の科学コミュニティや報道、インターネット等で指摘された場合は、本学に公益通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(禁止事項)

第4条 職員等は、不正の利益を得る目的、学園または第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(相談への対応)

第5条 コンプライアンス室長は、職員等から法令違反行為に関する相談を受けた場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。この場合、相談とは他人の助言を受ける行為やある行為が、本法の対象となる法令違反行為に当たるかどうか等について、通報の前段階で助言を受ける行為をいう。

- 2 公益通報等の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、公益通報等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して公益通報等の意思があるか否か確認するものとする。また、公益通報等の意思表示がなされない場合にも、コンプライアンス室長の判断でその事案の調査を開始することができる。

(調査の開始)

第6条 コンプライアンス室長は、職員等から法令違反行為に関する通報を受けた場合は理事長に報告し、通報を受けた日から概ね30日以内に調査を実施するか否かを決定し、実施の決定後概ね30日以内にその調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

- 2 コンプライアンス室長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該職員等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査委員会)

第7条 理事長は、調査に当たっては、調査委員会を設置し、調査委員には、コンプライアンス室長及び当該研究分野の研究者であって本学園に属さない有識者等（弁護士、公認会計士等）のほか理事長が指名する者を充てる。調査員の半数以上は本学園に属さない有識者等とし、全ての委員は通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。

- 2 調査委員会は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。
- 3 調査委員会は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査実施のために必要な書類及び資料の提出または事実の報告及び説明を求めることができる。
- 4 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

- 5 コンプライアンス室長及び調査委員は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会その他の会議に出席し、又は、その議事録を閲覧することができる。
- 6 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び調査対象者に示すものとする。これに対し、通報者及び調査対象者は、調査委員会の設置の通知を受けた日から7日以内に書面により異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知しなければならない。
- 7 理事長は、調査対象者に対し、相当な理由なしに、単に公益通報等をされたことのみをもって部分的又は全面的に研究活動を禁止してはならない。また、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 8 調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等の方法により調査を行うこととする。この際、調査対象者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 9 調査委員会は、調査に当たっては、公益通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。又、調査機関が本学園でなく、本学園が公益通報等に係る研究が行われた研究機関である場合は、本学園は調査機関の要請に応じ、公益通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 10 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

(認定)

- 第8条 調査委員会は、調査開始後、概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定することとする。不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を併せて認定することとする。
- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて公益通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象者の自認を唯一の証拠とせず、調査対象者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うこととする。
 - 4 調査委員会は、調査結果を速やかに通報者及び調査対象者に書面により通知するとともに、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び関係省庁にも通知しなければならない。又、調査対象者が本学園以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知することとする。
 - 5 不正行為が行われたと認定された調査対象者は、通知を受けた日から14日以内に書面により調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
 - 6 公益通報等が悪意に基づくものと認定された場合、通報者は、その認定について不服申立てをすることができる。

- 7 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 8 不正行為があったと認定された調査対象者による不服申立てがあった場合は、通報者に通知しなければならない。再調査を開始した場合は、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちにコンプライアンス室長に報告し、コンプライアンス室長は当該結果を調査対象者及び調査対象者が所属する機関及び通報者に通知しなければならない。
- 9 調査委員会は、悪意に基づく公益通報等と認定された通報者から不服申立てがあった場合は、理事長及び学長に報告すると共に、通報者が所属する機関及び調査対象者に通知しなければならない。
- 10 調査委員会は、悪意に基づく公益通報等と認定された通報者から不服申立てがあった場合は、概ね 30 日以内に再調査を行い、その結果をコンプライアンス室長に報告しなければならない。コンプライアンス室長は、当該結果を通報者、通報者が所属する機関及び調査対象者に通知することとする。
- 11 調査委員会は、不服申し立てがあった場合は、不服申し立てがあったこと、不服申立ての却下、再調査開始の決定、再調査の結果について、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び関係省庁に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

- 第 9 条 不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表しなければならない。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、公益通報等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 2 不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することとする。公表する場合は、その内容には、不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）、調査対象者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。
 - 3 悪意に基づく公益通報等と認定されたときは、調査結果とともに通報者の氏名・所属を併せて公表するものとする。

(通報者及び調査対象者に対する措置)

- 第 10 条 不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）の所属する機関は、被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- 2 公益通報等が悪意に基づくものと認定された場合、当該者に対し、就業規則に規定する懲戒処分を行う。また、悪質性が高い場合には、理事長は刑事告発を行うことができる。

(遵守事項)

- 第 11 条 コンプライアンス室長及びコンプライアンス担当者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員等及び第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 公益通報等を行った職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除きその秘密を保持すること。
- (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしてはならない。

2 コンプライアンス室長及びコンプライアンス担当者は、その職を離れた場合であっても、前項第号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

第12条 コンプライアンス室長は、公益通報等を受けたときは、その旨及びその内容(ただし、公益通報等を行った職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。)を理事長及び学長に報告しなければならない。

2 コンプライアンス室長は、前項の報告をしたのち、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関等及び関係省庁に調査を行う旨を報告しなければならない。

3 コンプライアンス室長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長及び学長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長及び学長に報告しなければならない。

4 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

5 コンプライアンス室長は、前項の是正措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った職員等に対し、その措置の内容(是正結果)を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 学園は、職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 職員等は、他の職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(軽減措置)

第14条 法令違反行為に関与していた職員等が、コンプライアンス室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、またはその程度を軽減することがある。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の定めるところによる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学園経営企画会議の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 1 月 16 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(教職員を職員に変更)
- 3 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(公益通報者の追加)